平成２２年（フ）第４６５号
鹿児島県鹿児島市小原町10番２号光陽ハイツ103号
債務者　戸田　陽平
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目66番５―43号市営住宅錦江台5043号
債務者　鳥丸　昭嗣
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目20番16号ＢＭ.Ｎｏ３ビル105号
債務者　山下　みき
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目45番３―306号
債務者　吉川　剛一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地２ビッグバーンズマンション谷山5019
債務者　川上やちよ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
鹿児島県いちき串木野市下名14103番地10
債務者　水流　利光
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
鹿児島県鹿児島市中央町27番地17岩元マンション302号
債務者　貞丸　建昭
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
鹿児島県肝属郡錦江町城元860番地１
債務者　染川　友見（旧姓榎添）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
秋田県大館市芦田子字天下道上86番地13
債務者　羽澤　順子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７５号
秋田県大館市清水４丁目１番20―２号
債務者　渡辺美智子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１４８号
富山県射水市小林230番地３
債務者　橋本　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５９号
富山県高岡市江尻1266番地６　江尻ハイツＧ号
債務者　川口　光世
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８３号
岐阜県可児市大森１―16、住民票上の住所岐阜県加茂郡八百津町和知493番地２
債務者　長瀬　英典
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第８７号
岐阜県可児市広見７丁目154番地　ソレイユシャルマンＡ―101
債務者　原田己喜男
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第９２号
岐阜県可児市川合2791番地181　市営東野住宅Ｏ―１
債務者　楽満　康子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第９７号
三重県名張市梅が丘北２番町89番地
債務者　井深　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１５９４号
京都市伏見区醍醐上ノ山町４　スカイコーポダイゴ502号、住民票上の住所京都市伏見区小栗栖中山田町８番地　ラ・ポール101号
債務者　笠谷　雅之
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係